

# 開東社会保険ニュース

No. 253

令和2(2020)年3月

## 新型コロナウイルスに関する助成金その他の情報と3~4月の料率変更

本ニュース執筆後に新しい情報が出ている可能性もありますので、必要に応じて積極的に情報収集されるようお願いします。

### 1. 助成金((1)~(4)は厚生労働省、(5)は東京しごと財団のページにてご確認ください)

#### (1) 雇用調整助成金の特例(大企業も対象)

経済上の理由(新型コロナウイルスの影響を含む)により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等をさせ、雇用の維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成。休業等の初日が令和2年1月24日から7月23日までは事後の計画提出が認められます。

#### (2) 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金(大企業も対象)

新型コロナウイルス感染症対応により臨時休業等をした小学生等や、感染またはそのおそれのある小学生等の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に、年次有給休暇とは別の有給休暇を取得させた事業主への賃金助成(1日一人8,330円上限)。令和2年2月27日から3月31日までの休暇が対象。※別に、委託を受けて個人で仕事をする方向への支援(1日あたり4,100円)も準備されています。

#### (3) 時間外労働等改善助成金(新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース)(中小企業のみ)

新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規で導入し、事業実施期間中に1名以上実施した事業主に対し、テレワーク用通信機器の導入・運用や規則等作成他の費用に応じて助成。令和2年2月17日から5月31日まで(年度で区分)の実施期間が助成の対象となり、交付決定前のものも対象となります。

#### (4) 時間外労働等改善助成金 職場意識改善特例コース(中小企業のみ)

新型コロナウイルス感染症対策の1つとして、病気休暇制度や子どもの休校・休園に関する特別休暇制度の整備を行う事業主に、休暇取得促進のための研修や規則等作成他の費用に応じて助成。令和2年2月17日から5月31日まで(年度で区分)の取り組みについては交付決定前のものも対象となります。

#### (5) 事業継続緊急対策(テレワーク)助成金(常時雇用労働者999人以下企業)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び緊急時における企業の事業継続対策として、在宅勤務を可能とする情報通信機器等の導入によるテレワーク環境の整備を行う都内で営業している事業所に対し、機器購入やクラウド利用料などの経費を助成。令和2年5月12日までが申請受付期間です。

### 2. その他

休業手当を避けるために都道府県知事の就業制限などの事業主の責に帰すべき事由ではない状況まで待つと事業所内外の感染拡大を招いてしまう可能性があり、企業の方は難しい舵取りを迫られています。今後も同様のリスクを想定し、事業継続のため一定のルールや判断基準を決めておくなど対応が必要と思われます。なお、事由に該当すれば感染による傷病手当金の受給や労災の認定が可能とされ、個々に確認してください。

### 3. 3~4月の料率

労災保険	料率の変更はありません。
雇用保険	据え置きの見込み、一般の事業9/1000(被保険者3/1000) なお4月1日からは満64歳以上の保険料免除は終了し、雇用保険料の控除が必要。
健康保険	協会けんぽ東京支部は2020年3月から98.7/1000となります。※その他は別途確認
介護保険	協会けんぽは2020年3月から17.9/1000となります。※健康保険組合は別途確認
子ども・子育て て拠出金	2020年4月から子ども・子育て拠出金の率が3.4/1000から3.6/1000に引き上げとなる見込みです。法律の上限である4.5/1000まで、段階的に引き上げられる予定です。

ホームページ「開東社会」「かいとうしゃかい」で検索 <http://www.kaito-sr.com/> ※本記事の無断転載は禁止  
Facebook ページ <https://www.facebook.com/kaitosr.tokyo/> しています。

**社会保険労務士法人 開東社会保険労務事務所**

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-2-6 西新宿 K-1 ビル 7 階 TEL 03-3369-7411/8411

FAX Stop! 次回以降のFAXがご迷惑の場合は恐れ入りますがご連絡下さい。 FAX 03-3369-2711